

# 淀川区における学校配置の適正化について

令和4年8月

淀川区長 兼 教育委員会事務局淀川区担当教育次長

大阪市では、令和2年4月1日に改正された「大阪市立学校活性化条例」及び制定された「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」に基づき、学級数が12～24学級を学校適正規模と規定しています。

毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等から推計値を算出して、適正規模を満たさない学校（※1）を「適正配置対象校」として6段階で区分しています。このうち区分①～⑤にあたる学校については、早期の学校再編整備計画案の作成が求められます。

## ※1 適正配置対象校の区分

①	複式学級を有する小学校
②	①の小学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない小学校
③	現在児童数が120名以上の状況であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校
④	①～③を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる小学校
⑤	現在7学級以上11学級以下の状況であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる小学校
⑥	今後7学級以上11学級以下の状況にあると見込まれる小学校

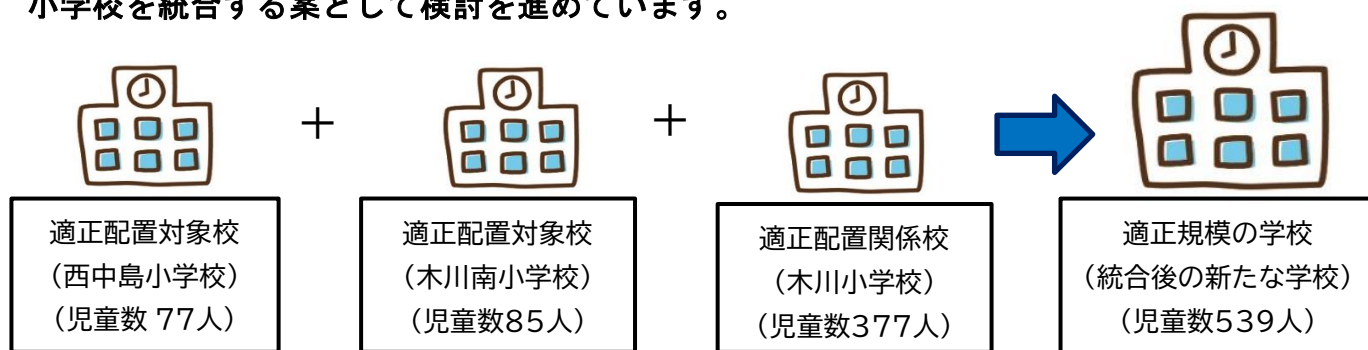
現在、淀川区では、西中島小学校が区分①、木川南小学校が区分③に該当しています。令和5年度以降も同様の状況が続くと見込まれていることから、早期の学校再編整備計画案の作成が求められています。

淀川区役所では、できる限り速やかに子どもたちのより良い教育環境の整備を図るため、大阪市の学校適正配置の基本的な考え方に沿って検討を進めた結果、

○ 同一中学校区内にあり、適正配置対象校の両校と隣接している

○ 増改築により、学校施設要件を満たすことができる

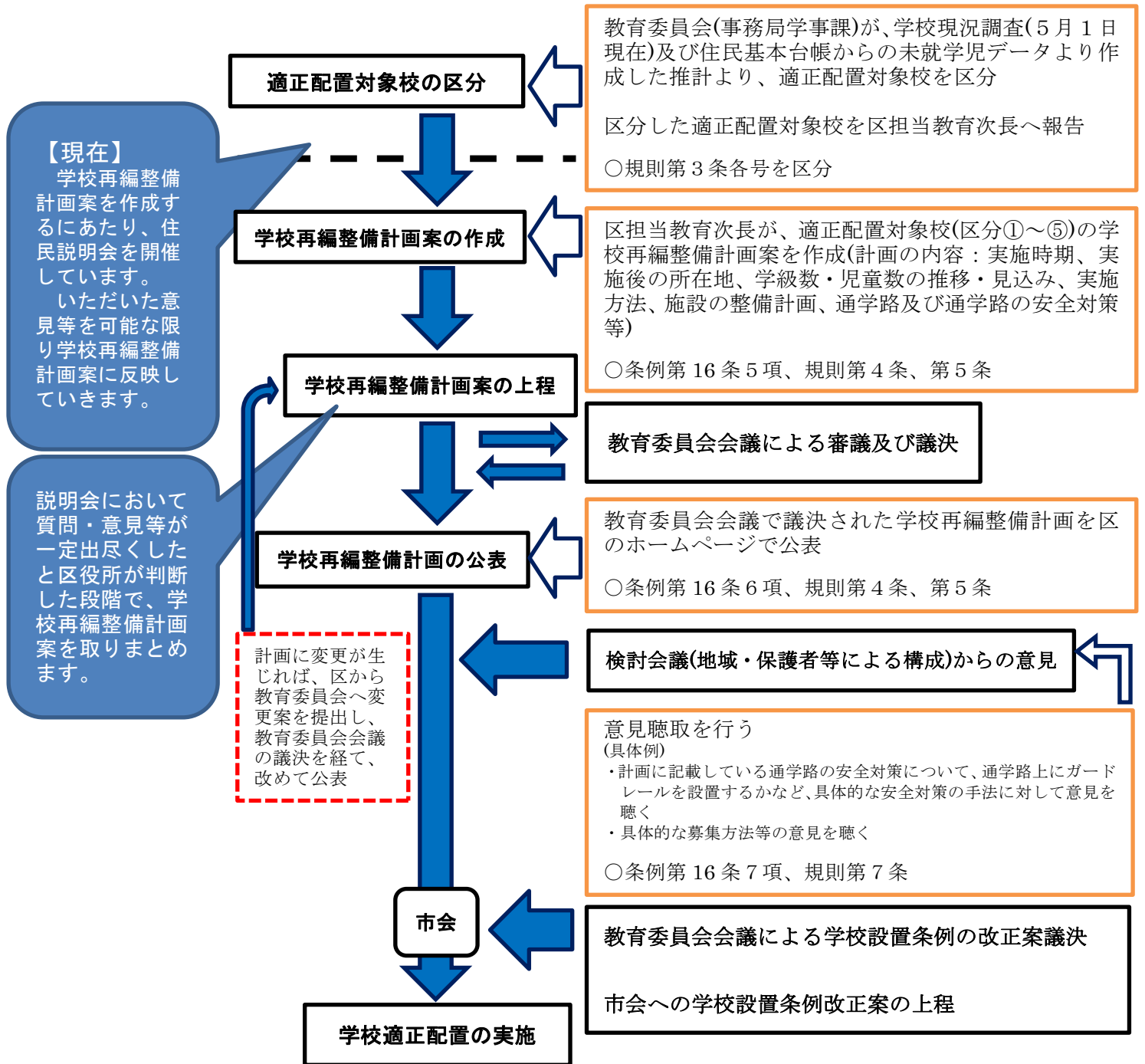
という考え方のもと、最短で令和10年度に、木川小学校の校地に西中島小学校と木川南小学校を統合する案として検討を進めています。



(令和4年5月1日現在の児童数推計(淀川区役所調べ)による令和10年度の児童数)

淀川区役所では、令和3年12月、令和4年5・6月、8・9月に、西中島小学校・木川南小学校と木川小学校(両校の隣接校)において、学校配置の適正化に向けた住民説明会を開催し、この学校再編整備計画案を説明し、保護者・地域住民の皆様と意見交換をするなど学校配置の適正化の取組を進めています。

(裏面へ続く)



条例・規則の定める学校再編整備計画案では、統合する場合の最短の期間を示す必要があります。木川小学校へ統合するためには校舎を増築する必要があることから、校舎増築竣工が可能な最短期間である令和10年度に木川小学校へ統合する案としてお示ししています。また、その場合についても、次のように想定しています。

**統合前年度までの期間：**

西中島小学校・木川南小学校は、それぞれ存続します。統合までに、西中島小学校・木川南小学校での新規入学受入れを停止することはありません。

**令和10年4月1日：**

西中島小学校・木川南小学校は木川小学校に、校舎増築完了後に統合することを想定しています。

**【淀川区役所ホームページで公開している、学校適正配置に向けた住民説明会の経過】**

住民説明会での配付資料や「ご質問・ご意見と区役所の見解・考え方」等を公開しています。

淀川区役所 住民説明会